

いわき市大規模行為景観形成基準

■基準1 いわき市の景観形成の基本的な考え方

- 大規模行為の計画にあたっては、いわき市固有の自然環境、生活環境、歴史的文化的環境を守り、育て、創るために以下の点に配慮すること。
- イ 行為地が市街地にある場合は、魅力ある景観の創出によりまちの賑わいに寄与するよう努めること。
- ロ 行為地が都市間を結ぶ幹線道路及び優れた景勝地へ通じる道路沿道にある場合は、周辺の自然景観に配慮しながら魅力ある景観の形成に努めること。
- ハ 行為地が農漁村に近接する場合には、里山等豊かな生活景観を阻害することのないよう努めること。
- ニ 行為地が海岸や岬、河川、丘陵、緑地、山並み等の優れた自然景観に近接する場合は、これらを保全するよう努めること。

■基準2 着手・構想段階

2-1 周辺との「調和」

- 大規模行為の計画にあたっては、あらかじめ行為地の場所及び周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の課題及び目標を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。

2-2 行為地の選定

- 行為地の選定にあたっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、行為地毎に設定される主要な視点場からの眺望を損なうことのないよう配慮すること。

2-3 視点の設定

- 遠景、中景、近景、近接景と異なる視点からの見え方を検討することにより、良好な景観形成が図られるよう考慮すること。特に、郊外の幹線道路等視界が開ける場所にあっては遠景の自然景観を阻害することのないよう努めること。

2-4 関連施策及び法規

- 大規模行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。

2-5 住民への説明責任

- 大規模行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周

辺住民との合意形成に努めること。

■基準3 計画段階

3-1 土地への配慮（造成計画）

(1) 地形の改変の回避

○行為地内に岬や丘陵等の自然地形がある場合には、地形の改変は最小限にとどめること。

(2) 景観資源の保全、保存、活用

○行為地内に優れた緑地、樹木また地域の人々に親しまれている歴史的資源や産業資源がある場合には、保全または保存等により積極的に活用するよう努めること。

3-2 敷地計画

(1) 自然景観に配慮した配置

○山頂、丘陵地頂部また岬、海岸線等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への施設配置を避けること。

(2) ゆとりある空間の確保

○行為地内は、視点場や滞留空間の確保、緑化空間の創出等が可能なよう、できる限り屋外空間にゆとりを持った配置計画とすること。

3-3 施設計画

(1) 施設規模の調節

○周辺の町並みや自然景観と調和するよう施設の分割等によって規模を調節すること。
また、行為地が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。

(2) 施設間の調和

○行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。

(3) 違和感や圧迫感の回避

○地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態・意匠を避けること。特に、住宅地等では、屋根の形態や色彩等まちなみをつくる要素に配慮すること。

(4) 周辺景観との色彩的調和

○行為地内では、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。

(5) 地域伝統の継承

○行為地周辺の伝統的な意匠、素材を積極的に活用すること。

(6) 地域植生への配慮

○行為地内を緑化する場合には、周辺の景観及び植生と調和するよう、地域の植生にあった樹種を選定すること（時間的変化への配慮）

(7) 時間的変化への配慮

○計画にあたっては、四季の変化、終日のひざしの変化、照明による夜景の演出等時間的な変化を積極的に活用するよう努めること。

■基準4 設計段階

4-1 大規模建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

■施設のデザイン

4-1-1 位置・規模

(1) オープンスペースの創出

○道路等の公共空間に近接する場合には、できる限りオープンスペースを創出するよう努めること。特にバス駐車場や交差点等の歩行者の滞留場所に近接する場合には、滞留空間を創出するよう努めること。

(2) 共有空間の創出

○隣接する土地の利用形態と調和するようまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。

(3) 圧迫感・違和感の回避

○道路等の公共空間に近接する場合には、歩行者等に圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の位置、規模に配慮すること。

4-1-2 形態・意匠

(1) 壁面の公共性

○道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として品位のある意匠となるよう配慮すること。また、施設の名称等を除き必要以上の図画等を表示・設置しないよう努めること。

(2) まとまりのあるデザイン

○ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

(3) 伝統的な意匠の保存と継承

○歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。

4-1-3 色彩

(1) 対比的調和

- 周囲の景観に調和した色彩を使用するとともに建築物の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。

4-1-4 素材

(1) 耐久性のある素材・環境共生素材

- 建築物の外壁、屋根等に使用する素材は、できる限り経年変化による質の劣化が少ない耐久性のあるものや自然素材等の再生可能な素材を用い、周辺の景観に調和するとともに環境との共生にも配慮したものとなるよう努めること。

4-1-5 建築付属物等

(1) 屋外設備

- 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は建築物本体と一体的なデザインとなるよう配慮すること。やむを得ない場合には道路や主要な眺望点からできる限り見えにくい位置へ設置すること。

(2) 広告・看板等

- 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。

■外部空間のデザイン

4-1-6 行為地内の屋外設備、附属物

(1) 外工作物の隠蔽・修景

- 行為地内の屋外設備、附属工作物等のデザインは、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。また、道路等の公共空間から見渡せる場合には、見えにくくなるよう配置によって工夫するか緑化等による修景等により隠蔽するよう努めること。

(2) 夜間景観への配慮

- 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。

(3) 照明等による演出

- 周囲の夜間景観に配慮しながら、照明等による魅力ある景観形成を工夫すること。

(4) 電線の地中化

- 行為地内における電線類は、地中化するよう努めること。

4-1-7 緑化

(1) 行為地内の緑化

○建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。

(2) 公共空間との連続

○道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。

(3) 植栽の構成・配置

○高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うことともに落葉樹、花木等を組み合わせ季節感の演出に努めること。

4-1-8 屋外駐車場

(1) 緑化による修景

○屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。

4-2 大規模工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

■施設のデザイン

4-2-1 位置、規模

(1) 圧迫感・威圧感の回避

○道路等の公共空間にやむを得ず近接する場合には歩行者等に圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の位置、規模に配慮すること。特に、広告物は出来る限り高さを抑え、集合化を検討するなど周辺の景観に配慮すること。

4-2-2 形態・意匠

(1) 工作物の公共性

○大規模工作物には施設の名称等を除き必要以上の図画等を表示・設置しないよう努めること。

(2) まとまりのあるデザイン

○工作物を構成する部材数等を整理し、すっきりとしたまとまりのある意匠とすること。

(3) 伝統的な意匠の保存と継承

○歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。

4-2-3 色彩

(1) 色彩計画による演出

○工場の施設等複数の工作物が接続する場合には、塗り分け等の色彩計画により魅力ある景観形成に努めること

(2) 対比的調和

- 周囲の景観に調和した色彩を使用するとともに工作物の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。

4-2-4 素材

(1) 耐久性のある素材・環境共生素材

- 建築物の外壁、屋根等に使用する素材は、できる限り経年変化による質の劣化が少ない耐久性のあるものや自然素材等の再生可能な素材を用い、周辺の景観に調和するとともに環境との共生にも配慮したものとなるよう努めること。

■外部空間のデザイン

4-2-5 緑化

(1) 行為地内の緑化

- 行為地内はできる限り緑化するよう努めること。

(2) 植栽の構成・配置

- 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこととともに落葉樹、花木等を組み合わせ季節感の演出に努めること。

4-2-6 照明等

(1) 照明等による演出

- 周囲の夜間景観に配慮しながら、照明等による魅力ある景観形成を工夫すること。

4-3 土地の区画形質の変更・水面の埋め立て又は干拓

4-3-1 土地の形状

(1) 細分化の制限

- 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割や細分化を行わないこと。

4-3-2 法面・擁壁

(1) 形態・材料及び緑化

- 長大な法面、擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には勾配を緩やかにする、周辺景観と調和した形態及び材料とする、地域の植生と調和した緑化をおこなう、などにより工夫すること。

4-3-3 緑化

(1) 行為地内の緑化

○行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。

(2) 植栽の構成・配置

○高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うことともに落葉樹、花木等を組み合わせ季節感の演出に努めること。

4-3-4 水面の埋め立て等

(1) 護岸・堤防等への配慮

○調整池等水面の建設、埋め立てまたは干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。

4-4 鉱物の掘採又は土石の類の採取

4-4-1 眺望への配慮

(1) 位置・工法の工夫

○主要な視点場及び主要な道路から出来る限り見えにくくなるよう、掘採または採取の位置及び方法を工夫すること。

4-4-2 遮蔽

(1) 出入り口の制限

○行為地外からの出入り口は最小限に限定すること。

(2) 緑化等による隠蔽

○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周辺の道路等から遮蔽処置を講ずること。

4-4-3 跡地の形状

(1) 法面擁壁の回避・工夫

○長大な法面、擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には勾配を緩やかにする、周辺景観と調和した形態及び材料とする、自然植生と調和した緑化等により工夫すること。

4-4-4 跡地の緑化等

(1) 跡地の緑化等

○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化をおこなうこと。また、跡地利用計画がある場合は、行為終了後速やかに当該計画を実施すること。

4-5 屋外における物品の集積又は貯蔵

4-5-1 眺望への配慮

(1)位置の工夫

- 集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路から出来る限り見えにくい位置とすること

4-5-2 集積・貯蔵の方法

(1)高さの制限・整然とした集積・貯蔵)

- 集積または貯蔵にあたっては、高さを出来るだけ抑え、整然と行うこと。

4-5-3 遮蔽

(1)出入り口の制限

- 行為地外からの出入り口は最小限に限定すること。

(2)植栽等による隠蔽

- 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周辺の道路等から遮蔽処置を講ずること。

■基準 5 施工段階

5-1 行為地周辺への配慮

- 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等における修景に工夫するとともに、周辺の道路からの遮蔽に努めること。

■基準 6 維持・管理

6-1 清掃・修繕等

- 行為終了後においても良好な景観が維持されるよう清掃、修繕等に努めること。

6-2 緑化による修景等

- 行為終了後も出来る限りプランターによる緑化や窓辺に花を修景するよう努めること。